

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成23年3月7日(月) 午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	山田 邦夫	副委員長	米野 秀雄
	委員	松本 正美	委員	高阪 康彦
	委員	林 英子	委員	中村 英子
	委員	菊地 久	委員	吉田 正昭
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	加藤 恒弘	総務部次長兼企画情報課長	鈴木 智久
	総務課長	江上 文啓		
	民生部長	齋藤 仁	民生部次長兼医療課長	上田 実
	環境課長	村上 勝芳		
職務のため出席した者	議長	伊藤 正昇	議事局長	松岡 英雄
	補佐	橋本 浩之	書記	山田 尚徳
付託事件	<p>議案第18号 蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第19号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第20号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第21号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>議案第22号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について</p>			

○委員長 山田邦夫君

皆さん、おはようございます。

お手元に、議案第18号及び議案第19号の議題の中で、請求のありました資料が配付してありますので、お願いします。後ほど、議案の前に説明をさせていただきます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりごあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 山田邦夫君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしく願いをいたします。

最初に、議案第18号「蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、資料が出ておりますので、補足説明をお願いします。

○総務課長 江上文啓君

本会議の席で、議員の皆様から請求のございました資料について、私なりにつくらせていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第18号の資料について説明させていただきます。

まず、平成21年度の時間外集計表ということでつくらせていただきました。

前提条件といたしましては、消防だとか保育士は抜かせていただいて、一般職を中心につくらせていただいたものでございます。

それでは、まず、一番上でございます政策推進室を例にとって説明をさせていただきます。

部署としては政策推進室、人数としては3人でございます。これは管理職を除く一般職の人数が3人ということでございます。

次に、時間外の合計ということで、各月の時間外の合計数、4月から翌年の3月までの時間外の合計を記載させていただき、年間の合計額としては1,028時間ということでございます。これを4月1日の一般職である3人で割りますと、それぞれ1人当たりの時間数が次の段に出ておるかと思えます。

3段目につきましては、今回条例改正で出させていただきました60時間を超えた人数、60

時間を超えますと、今回100分の125を100分の150にさせていただくという条例改正でございますので、これの影響のある人間の人数を書かせていただきました。

政策推進室をずっと見ていただきますと、11月のところに1名、2月のところに1名、3月のところに2名、計4名ということでございます。それぞれの月の主な要因といたしましては、例えば11月につきましては、まちづくりミーティング等により60時間を超えたものと思われまして、次に、2月につきましては、所信表明等議会関係の議事で60時間を超えた者が1名いるということでございます。3月につきましても同じく議会資料等で、これは2名でございます。

というふうに、順次各課の内容を書かせていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長 山田邦夫君

資料の説明が終わりました。

どうでしょうか、当面資料についてのご質問があれば。

○委員 菊地 久君

わかりやすい資料を出していただいておりますが、これで平均というか、月に大体30時間ぐらいの平均ですね、1人が年間ならしてみると。税務課と政策推進室ですか、これが大体ならして1人30時間ぐらいおやりになっておって、それから、ほかの収納課はほとんど残業というのはゼロですね。高齢介護課もそうですし。絞られると、政策推進室と総務課と企画情報課と、それから税務課ですね。ここら辺の人たちが大体常時残業を、ならして30時間ぐらいということになるわけですが、他のところはほとんどゼロに近いと言っちゃ失礼ですが、そういう残業に対することが出ているわけですが、これはもうだれがやろうか、何をやろうかやむを得ぬ、課としてはやむを得ないことだよということなのか、人間が多いで残業をやらんで済んでおるのか、人が足りんで残業をやらにゃならんのか、そういうのはどういふようにとらえたらいいんだらうかな。

例えば、政策推進室はほとんどずっと毎月なんですよ。それから、税務課はやっぱり2月、3月、4月、そうですね、税務課は2月、3月は非常に……、6、7だね、やっぱり税務課は多いですね、ずっとならして人が多いと。

この辺の、どのように、これはやむを得ぬという解釈をしておったほうがいいのかですが、その課にいった人は、悪いけれども職務が職務だで、運が悪いと思って一生懸命残業やって、この課は頑張っちゃおうだいという形しかとれないものか、人を入れりゃあ解決されるものなのか、この辺はどのように考えたほうがいいんだらうかと思いますが、その点についてどうなんでしょうかね。

○総務課長 江上文啓君

答弁させていただきます。

まず、私が一番よくわかっている総務課を例にとって説明させていただきます。

見ていただきますと、6月に3人、7月3人、8月が6人ということで、6月、7月につきましては、決算統計等を財政の人間が3人でやっておりますので、この人間がそれぞれ60時間を超えたということだと思います。

それと7月、8月につきましては、衆議院議員選挙が一昨年があったかと思えます。その関係で、選挙担当と同じく財政担当、合わせて6人が残業したと思われま。

それから、次の11月、これは年末調整ということで、職員関係をやっております職員が1人で年末調整をやっておりますので、この関係で1人60時間を超えております。

それから、2月、3月につきましても新年度予算等ということで、これにつきましても財政担当が大体やっているかと思えます。

財政担当のやっている仕事は、もちろん人数的なものもあるんでしょうけれども、例えば、今3人でやっているんですけども、これを4人にしたら半分になるか、5人にしたら半分になるかというお話があるかと思うんですけども、現実問題として、人数をふやしたからといって時間数が大幅に削減することは難しいのかなというのが、仕事の内容をまず知らないなきゃやれない、これも当たり前のお話なんですけれども、特に財政の今申し上げた決算統計だとか予算関係というのはそれなりに、ほかのことももちろんそうなんだろうけれども、それなりの知識を持って挑まなきゃいかんという関係がありますので、それと、1つの仕事を複数の人間に分割してやるというのはなかなか難しいのかな。

結果として、特定の間人間というか、特定の担当のほうに時間外が集中しちゃうという状況がございます。

次に、企画情報課につきましては、これは定額給付金ということで本当に一過性だと思います。ですから、22年度におきましては、恐らく60時間の時間外を超えている月はないと考えております。

次に、税務課でございますが、これは先ほど菊地委員もおっしゃいましたけれども、税務課というのは、ご存じのように、年度末から新年度早々というのは、確定申告だとかあとは課税ですね、固定資産税の課税、住民税の課税、こういったものがございまして、3月のところを見ていただくとわかると思うんですけども、11人ということで、まさにこれ13人のうち11人ですから、ほとんどの職員が携わっているものなんです。ですから、税務課等においては、比較的皆さんでやるのが可能なのかな。

ですから、その辺は、課によってかなりばらつきがあるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 松本正美君

ちょっと今菊地委員のほうからもお話があったんですけども、政策推進室、税務課だと

か、今、課長のほうからもお話がありました。

要するに、何というんですかね、残業で残られる方、この方が、やっぱり若い方もあれば年配の方までいろんな方あるわけなんですけれども、各課において、やっぱり時間とともに、心身ともに疲れてくる部分があるんですけれども、そういったときに担当者の方がどのような、そういったときにアドバイスなり、また若い人が遅くなるだとかということもあったときに、今いろんな事件も起きておるもんですから、そういったところを気遣って、要するに指導されておるだとか、また、心身のそういう疲れも出てくる、メンタルの部分でのそうした指導だとか、そういったことはどのようにされているんでしょうかね、こういう遅くなられる方に関しては。

○総務課長 江上文啓君

まず、この60時間超えというのは、実はこの中には、振りかえ分も入っております。振りかえ分というのは、例えば、土曜とか日曜に7時間45分以上やっていただきますと、その分をほかのところで休みをとっていただきますので、その時間数も入っておりますので、丸々60時間といっても、60時間働いていただいているわけではないというふうに考えていただいていいと思います。

それと、今松本委員がおっしゃいました若い女性等に関しては、実は財政担当の中にも若い女性がおりましたので、この方については極力早く帰っていただくように、深夜勤務等にはならないように帰っていただくような指導をしておりました。

以上でございます。

○委員長 山田邦夫君

ほかに資料についてのご質問は。

(なしの声あり)

それでは、資料の説明は以上にしまして、議案についての質疑に入ります。

ございませんか。

○副委員長 米野秀雄君

代休の関係なんですけれども、これは請求行為じゃなくて指定行為ですよ。何日に何時間代休ということだと思うんですが、その場合、分割ということはあるんですか。例えば、4時間なら4時間とします、代休にすべき時間数が。それを2日間で分けるとかいう指定もあるわけですか。一括で出すわけですか。

○総務課長 江上文啓君

代休につきましては、1日を単位といたしますので、7時間45分とりたいという形しかないと思います。

○副委員長 米野秀雄君

指定代休なら4時間と7時間45分、2種類ある。1日か半分か。それをもっと細かく分け

られるかという。

○総務課長 江上文啓君

振りかえにつきましては、4時間と7時間45分の2種類がございますので、4時間または7時間45分の振りかえはできますけれども、それを分割するぞとか統合してということは、それはできません。

以上でございます。

○委員長 山田邦夫君

ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、資料の補足説明をお願いします。

○総務課長 江上文啓君

それでは、失礼いたします。

議案第19号ということで資料を作成させていただきました。

まず、育児休業等に関する条例の一部改正についてということで、主な改正点を提示をさせていただきます。

まず、1番目、配偶者が専業主婦(夫)等で子供を養育できる場合でも育児休業等を請求することができるということで、従来は、配偶者の方が専業主婦等であった場合には育児休業を取得することができなかつたんですけれども、今回の改正により、23年の4月1日からは、専業主婦等であっても育児休業を取得することが可能になります。

次に、2番目でございます。

「産後パパ育休」の新設ということで、これは何かと申しますと、配偶者の方(女性)が産休期間中に夫が育休をとった場合に限り、再び育児休業をとることができる。というの

は、もともと育児休業というのは、1回しかとれないという原則があるんですね。原則として1回しかとれませんよ。ただし、今申し上げた、奥様が産後の8週間ですか、七八、五十六プラス出産日ですから57日の間にご主人が育休をとった場合に限っては、再度育児休業を取得することができるようになったということです。これも同じく、23年の4月1日から改正されるものでございます。

次に、3番目でございます。

夫婦が互いに育児休業等をしたかどうかにかかわらず、再度の育児休業等を請求することができるということで、これも先ほど申し上げましたように、原則は育児休業というのは1回しかとれないんですけれども、従来は、育児休業等の計画書を提出して、夫婦は交互にそれぞれ3カ月以上育児休業をした場合に限り、再度の育児休業をすることができるという規定があったものを、今回からは、夫婦が交互に育児休業をとったかからないかにかかわらず、育児計画書を提出すれば、再度の育児休業をすることができるというふうになったものでございます。

次に、4番目でございます。

配偶者等が子供を養育できるようになったことが育児休業等の取り消し事由となるということで、従来は、配偶者等が子供を養育できるようになったときには、育児休業を取り消されたというのがあったんですけれども、この23年の4月1日からは、配偶者等が子供を養育できるように場合であっても育児休業の取り消し事由とならないというふうに改正されるものでございます。

以上です。

○委員長 山田邦夫君

条例改正の部分にほとんど触れた補足説明ではありますが、まず、資料についての質疑があれば、お願いします。

○委員 菊地 久君

この役場の中、職員、本当に育児休業がとりやすいのかどうか。

それから、夫婦でここに働いておる方、みえるわけね。女性の職員が育児休業をとったと。同じ役場の職員の男子が育児休業をとると。両者同じように、子育てだから、両方とも、2人ともが同じように、今回からとれるようにこれはなったというふうに解釈してよろしいですか。

それから、一方は役場の職員の女性で、一方が民間に働いておる夫なんですよね。夫のほうも、民間というのは物すごい厳しくて、まずは難しいと思うんですが、奥さんが育児休業をとっておりますよと。だんなさんもやっぱりそうはいっても育児休業を申請し、妻はこういうところへ勤めておるから育児休業をとっておりますと、私も同じようにとりたいと、こういう役場の職員と民間の職員との関係があるわけですね。この辺については、今後、これ

はどのような解釈になるんですか。

○総務課長 江上文啓君

まず、育児休業がとりやすいかどうかというお話でございますが、少なくとも昨年も2名の女性職員が育児休業をとっておりましたので、育児休業については、特段とりにくいだとかいうことはないかと私は考えております。

それから、夫婦で育児休業をとることができるかどうかというお話だと思いますけれども、これにつきましても、今回改正されたことによりまして、理論上は両方ともおとりになることは可能だと思います。実際とれるかどうか、それはまた別物です。

あと、公務員と民間の方がご夫婦であった場合に、これも同じように改正されるはずですので、これもとることは可能だと思います。

以上です。

○委員 菊地 久君

現実的に、政府の方針なんですけど、子育てについて、それぞれが子育てしやすいようにどうしたらいいかというような法の精神なんですよね。しかし、現実の面で、法どおりできるかどうか、一番わかりやすいのが公務員ですよ。役場でみえるわけね、夫婦で働いている、2人ともここで働いておるといふ。奥さん、子供さんを産んだと。旦那さんもおると。だから、2人が育児のためにといて育児休業を申請したときには、総務部長としては、出てきたときについては、おおどうぞと快く、職場の雰囲気も快くというようなことというのは、今後のことでありますが、想定をしたときにいかなるものでしょうかね。

○総務部長 加藤恒弘君

育児休業につきましても、まず基本的に、申請が出れば、要件を満たしておれば、これは与えなければいけないということが、もう法的に考えられることでございますので、私どもとしては今までもそうですが、それをとめたり、それから期間をどうのとかと、そういったことは一切しておりません。

そういったことを考えますと、今後もそういった内容が出れば、私どもは職場としてはきちっとお休みをいただいて、子育てに専念していただくというのはとれると思いますし、皆そういう意識は持っているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 菊地 久君

要は、職場の雰囲気だとか環境があつてね、さっき言った税務課みたいにこんな忙しい、例えばよ、おつたとすると、そうはいつでもという雰囲気だとか何かが出ると思うんですよ。だから、ぱっと出たときに、その人の後がまとして、例えば、臨時でぱっと振り向けてあげるから安心してちょうだいよと、こういうような役場の体制は従来はあるんですねと、心配要りませんねと、こういうふうに理解してよろしいですね。

○総務部長 加藤恒弘君

ありがとうございます。本当にいろいろご心配していただいて、本当にありがとうございます。

私どもは、そういう人的対応もできる限りはしておりますし、実は、私ども、今もここにあります財政担当の女性職員が育児休業をずっととっております。私どもは、大変申しわけありません、そういったことで少し時間外をさせていただくんですが、内容的に本当に入って難しい仕事をさせておりました関係で、それは今3人の職員で分担をしてやっております。

(「1人の仕事を3人でやっているの」の声あり)

そうです。反対にその人の仕事を3人がカバーする形で。

それと、実はほかの総務課の職員のほうにもそういったことを割り当ててやっております、別にだれも、休んでおるからというようなことを考えておる者はおりません。できる限りのことはして、皆さんそういった形で協力をして、内部的な処理をしながらやっておりますので、今お考えのように、申しわけございませんが、考えていただけるとありがたいです。

○委員 菊地 久君

どんどん産んでちょうだい。産みやすい条件。子供が少ないもんで。

○委員長 山田邦夫君

それでは、議案全体について、さらにご質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案に反対の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第19号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明はありませんので、議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入りますが、先に議案に反対の発言を許します。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで総務部長、総務部次長、総務課長の退席を許可します。

入れかえのため、暫時休憩します。

(午前 9時27分)

○委員長 山田邦夫君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時29分)

○委員長 山田邦夫君

次に、議案第21号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

(「ございません」の声あり)

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 菊地 久君

この条例の、なぜこういう条例が出てきたのだらうかなと思うんですが、特に、建物があっても、持ち主があっても空き家で、そういうところが非常に多くなってきておるわけですね。そういう物件に対して、所有者に対して、町長のほうが掃除をせよという指示を言っても、通じるところと住所不定で通じないところとがあらうかと思えますし、通じてもやらないところがあると思うんですね。そういう点については、条例に基づきながら、どのような行政指導というか、対策というか、やれるんだらうかな。今の蟹江町の実態の中で、何かそういう事例だとか、こういうことをしたとかというようなことがありましたらお聞きしたいと思います。

○環境課長 村上勝芳君

まず、第1点目のなぜこのような条例がということなんですが、法律のほうで、不法投棄の不適正な処理が国のほうで依然として多発しておる。そして、産業廃棄物の排出事業者のほうの処理責任の徹底が必要だということで、この法律が改正されてきております。それに伴って、今回、私どものほうの条例の改正に至っております。

そして、2点目の所有者にということですが、不法投棄をそのまま放置しないようにということの措置をしていきたいということで通報をいただくということですが、町全般にわたって、私ども、美化清掃などが年に2回ほどございますが、大掃除を実施しなければならないということで行っているということでもあります。

(「補足よろしいですか」の声あり)

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

今、菊地委員さんからのご質問の件に関しまして、建物だとか土地に草が生えたりとかと色々なケースが蟹江町の中には発生しております。

まず、草が生えてぼうぼうのところ、建物がない場合のときにつきましては、敷地の所有者をまず把握いたしまして、先ほど言われますように、当然ご本人のところに通知——役場の手法としては、まず電話をいたします。次に文書を出します。それでもいかんときには直接会ってというような段階を踏んで連絡をして、撤去あるいは清掃をしていただくようにしていただいております。建物につきましても、同じように手法をとっております。

ただ、県外だとか町外というところでなかなかご本人さんに会うことができない場合は、やはり文書等でやりとりをするのが現状です。

以上です。

○委員 菊地 久君

非常に難しいけれども、今非常に多くなっているということ、そういうところが。前にも、空き家に入って遊んでおって、事故を起こしたとか火事が起きたとかというようなことがちょいちょいあるわけですが、これはここのでなしに、消防署のほうも火災予防条例の中の一

環として、持ち主に対して、そういう通知なども出しておるわけですが、役場全体として、どういう、例えば、持ち主を探すのは固定資産税でわかるわけですね、税務課でね。それで、その持ち主に対して、例えば、各課、消防と両方が一体となって通知をされるのか、ばらばらに出しておるのか、現状を通知をしたけれどもというところが、どこの時点でわかるのかなど。例えば、我々の団地なら団地の中で、どこだどこだとわかっておっても、我々は調べるわけにはいかんわけ。役場はわかっておるわけ。消防から火災予防条例、何々でこれだと通知がいつ、びっくりこいて来る人もおるしね。だから、もう少し行政の側が、もっといい方法だとかやり方だとかはないだろうか。

蟹江町で空き地を全部調べてもらったときに、出てきたのは、あれはどっちから出たんだったか、役場で一遍調べて、出たことがあるんですね。空き地というのはどこにあってどうだという、そういう一覧表というのは、町としてはどこが掌握をされておるのかなど。町、それはどこが掌握をされているの、民生部でやっておるの。消防は消防でやっておるけれども。

役場として、それを一体として、何とか空き家対策、火災予防対策、今言うごみの問題ね、清掃問題。これ一体として取り組まないと、課や部がばらばらだと、結局は片づかぬまま、今放置されておるのが現実なの、幾ら条例があっても何があっても。そのことによって本当に解決されておるかという、なかなか解決されていない。

それをだれに、例えば、我々が、ここはこうなっておるがどうだと上げたときには、どこへ上げたら一番ええのか。消防に言うとは早いことは事実。でも、清掃法の関係で、あなたたちに言ったら、同じような体制でおやりになったのかどうか。さっぱり目に見えないけれども、どちらのこれ責任なの。それはどうなのかなと思います、ちょっとお尋ねしておきます。

○民生部長 齋藤 仁君

菊地委員から、いろいろなご提言をいただいております。

現状といたしましては、まだ草が青いうち、緑色、育成があるときにつきましては、環境課が、現状、さっき次長が申し上げたような格好で対応させていただいております。

今度、草が枯れてしまいますと、火災予防条例の関係で、同様に情報提供しながら、消防のほうに対応しておりますが、今いろいろご提言いただいた中から、来年度、23年度から安心安全課というものが総務部にできますので、そちらのほうでできるだけ一体化して進めていけるよう準備していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 菊地 久君

そうすると、今初めて聞いたんですが、安全課。

(「安心安全課」の声あり)

安全安心課の……

（「安心安全課」の声あり）

安心安全課ね——が、今言ったような問題、例えば、空き家等の対策等については、泥棒が入ったり子供たちが入って何やるかわからんだから心配だよと、それから、屋根が壊れかかっちゃっておるとか草がぼうぼうだとか、何とかならないのということについては、安心安全課だったか、安全安心課。

（「安心が初めだって」の声あり）

安心安全課に町内会長なりが申し入れをすると、そのことによって掌握をされて、いろんな形で処理ができるように動くと、こういうように理解をしてよろしいですね。いいですね。

○町長 横江淳一君

今、担当部長が話をしましたとおりに、本当に青い草が生えているときには、それが枯れたらと、これもおかしな話でありまして、実際、私のところへも、直接、どここのススキの穂がうちのほうへ入ってくるから何とかならんかだとかいう話はしょっちゅうあります。

今回、安心安全課をつくらせていただいたというのは、当然防犯防災、それから交通安全という大きな題目はありますけれども、やっぱり地域に直接根差しているところをやる、いわゆる消防担当もこちらのほうに常駐いたしますので、一番地域と密着できるんじゃないかなということで、多分こういう身近な話は安心安全課で受けるのが一番よかろうという、今、話でありまして、どういう状況でスタートするかは、まだ具体的には決まっておられません。

ただ、これが今までいろんな課に分かれていたものを1つで掌握できれば、ハザードマップをつくるのも町内会長の意見を消防署で聞いていたのを、例えば、地域に出て行って聞くこともできます。当然出ていったときに、地域の空き地だとかいろいろなところも把握をしているのも消防署は結構知っておりますので、そこでこの対策をしたほうがいいのかという、今その段階でありますので、スタートをすることがいつだというのは明言できませんが、このスタートが一番いいというふうに私も理解しておりますので、そういう意味で安心安全課を創設させていただきました。

答弁になったかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 中村英子君

この条例は必要なことだと思うんですが、私もかなり前に、新たな条例が必要だなと思ったことがあったんですね。それは、今のスシロー——国道1号線にありますよね、スシローというのが——あそこがかなり長期間にわたって土地があいておりましたよね。草が本当にあそこは広範囲に、1メートルぐらいの草が生えているという状況がすごく続いていたのを見ていたもんですから、町として、こういうようなものを放置しているということは、本当によくないなということを感じておりまして、必要な条例制定が求められるというふうには思っておったんですが、たまたま今回こういうのも出てきましたけれども、これの実効

性を高めるというか効果を上げるためには、条文を書いてあるだけではやっぱりちょっと難しいと思うんですね。今の答弁では、持ち主を探して、やりなさいということを行うという話なんですけど、今の空き家や空き地の状況を見ていますと、この間も全員協議会の際にも税の関係で申しあげましたけれども、本当に老夫婦が施設に入っちゃっているとか、それから土地の売買もなかなかこれ今、進まない状況ですので、すごく対象になるものが、それを管理している人たちに求めても難しいという状況があるんじゃないかなと思うんですよ。

そこで、土地と建物はそれぞれ違うんですけども、例えば土地の空き地が本当に1メートルぐらいの草が生えているという状況のときには、やっぱり町が何らかの仲介をするような形で、例えばシルバーをあっせんしますよとか、それで紹介してあげて、そこが担当して請求書を相手に送るだとか、そういう形として解消するように仲介になる仕組みというものをつくっていかないと、言うだけはいつも言っているという感じだけれども、相手は一向にやりませんじゃなくて、やろうとしてもやれない状況にある人たちに対して、そういう何らかの仲介制度みたいなものまでつくって、安心安全課かどこがやるか私はわかりませんが、その実効性を上げるということをしないと、条例はつくったけれども現実には変わらないということがやっぱり起きてくるので、そこまでちょっとやれる部分は一步踏み込んだ対応をして効果を上げていくということを考える必要があると思うんですね、文章に書くだけではなくて。

そういうことを含めて考えていって、実効性を確保する、効果を上げるということを考えていかないと、条文に書かれたままで終わる可能性が高いというふうに思いますので、その点について、お考えが、これからなのか、あれば聞きたいというのか、そこを。

○民生部長 齋藤 仁君

今、つなぎといえますか、仲介というようなお話、ご提案いただきました。

実は、環境課のほうから草刈り等をお願いする場合の文書をお出しする折には、現況のお写真と、それから、何でしたらシルバー人材センターにご相談くださいということで、電話番号等も記して、個々具体的な見積もりは、やはりその個人さん、草の密度とか広さにもよりますので、そういうようなことのご案内を申し上げながら、草刈りを依頼しておるのが現状でございます。

ただ、私どもが直接的にシルバー人材センターに頼んでくださいというのは、やはりこれはちょっと度が過ぎておるのかなという気はしないでもないものですから、

(「度が過ぎないよ。それ以外はない」の声あり)

こういった手もございましてということで、シルバー人材センターの電話番号ですとか所在地ですとか連絡先をきちんと明記した文書を写真と一緒に送りつけて、草刈り等を依頼しておるところが現状でございますので、今これで大体やっておるところですので、現状このままだけにいいのかなと。また何らかのことが出てまいりましたら、適切に対応してまいりた

いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 中村英子君

今のお話で、シルバー人材センターを紹介するだとか、それは普通のことですよ、よくある話なんです。従来も、蟹江町の役場といえば、自分が主体、主体は自分なんだけれども、だれだれを紹介してそっちへやるというような物事のやり方、何かもうちょっとそれは主体的、主体性ということを考えていくと、町の条例ですから、町の条例に基づいて町が効果を上げるための方策ですので、やってもらうところを紹介するというのも一つですけども、それでもなおかつ進まない場合には——やっぱり町が主体ですから、条例の効果を上げるのは——町が一步踏み込んで仲介するというところまでやるべきだなというふうに私は思っておりますので、そのことだけは申し上げておきたいと思えます。

○委員長 山田邦夫君

いいですか。そのほか。

○委員 林 英子君

この廃棄物処理という問題で、いよいよ地デジの問題が大きな問題になってくると思うんですけれども、7月でかえる人もありますでしょうし、チューナーをつけてやっていく人も当然おありになると思いますが、今でも名阪の下などには、よくテレビがほかり込んでありますけれども、これから不法投棄の問題が大きくなっていくと思いますが、それをどういうふうに今考えていらっしゃるのかという問題と、もう一つ、町でマイクを使って集めてみえる人がありますよね。そのことについては、わからないもんだから、無料でと言われたけれどもお金取られたとかなんとか言って、すごく不服のことも出ておりますけれども、ああいものがどこへ行ってしまって、どのように処理されているのか把握していらっしゃるのかどうかと、その2点についてお聞きします、地デジの問題。

○環境課長 村上勝芳君

地デジが7月24日正午から切りかわってきますと、テレビなどが今後、不法投棄が予測されますけれども、名阪とかそういう公共的な道路だとかというところであれば、当然それぞれ管理者がありますので、管理者のほうとともに町のほうと一体になって、回収に努めていきますが、そのほかの民地であれば、民地の所有者から注文をもらって私どもが廃棄物を確認に行くと、それで処理をするということになります。

それから、民間の個人の方が回収に町内を回っておりますが、それに対する苦情というかトラブルとかというのは、蟹江町においては聞いておりませんが、恐らくそういう収集されたものが、業者により一括、テレビだとかそういう電化製品を集めて、収集されている業者のほうへ売っていくことだと思うんですが、今のところ私のほうでの収集のトラブルという情報は入っておりません。

○委員 林 英子君

テレビ、洗濯機、ああいうものは、廃棄する場合でもお金が要りますよね、当然。でも、それが大変なので、今、放置しているというのが現状だけれども、それを町で片づけて、捨てた人がだれかわからない、名前書いていないし。だから、これから本当にそれが大変だというふうに思うし、そして、町で処理してくれるなら、ほかつときゃ何とかしてくれるだろうという人がふえても本当に困ると思うし、特に高速道路の下なんかは、何とかしてくれるだろうということで、蟹江の人じゃないかもしれないけれども、よそからも持ってくるかもしれないけれども、本当に多いんですよ、一家夜逃げみたいなのが置いてあって。ちょっと今、さくをつくったから少なくなったけれども。

だから、これから本当にそういうテレビの交換時で、4,000円、5,000円出すのが大変だという人がふえた場合に、そうして不法投棄しておけば蟹江が持っていつてくれるでということになると大変だというふうに思うんですけども、そののところ、どのように考えていらっしゃるかなと思って。まだ考えていないか。

○環境課長 村上勝芳君

ご存じのように、家電リサイクル法によって、冷蔵庫だとかテレビなんかというのは、それぞれ引き取りを有料で行っていただくんですが、地デジの普及によって予測されますが、今の家電以外のものでも、ごみの所在を突きとめて、所有者に責任を持って処理していただくようには、何らか確認ができるものを探して、所有者のほうで処理していただくようには努めてはおりますけれども、テレビなどにおいては、ほとんどわからない状況でありますので、7月に向けての周知は広報などでもしていきたいと考えております。

○委員長 山田邦夫君

もう少し防止対策についてのご所見を。町からありませんか。

(「何の防止です。防止対策って」の声あり)

要するに、捨てられてからじゃ何ともならんわけですね。

(「今、条例のこと」「広報なんかで知らせると言っていたので、ちょっとそれを待ってみなきゃわからない」の声あり)

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

大変危惧しておるところであります。

実は、町長の政策方針の中でも、家電リサイクル法、7月から地デジが完全実施されるということで、町といたしましては、捨てたら町が全部持っていくという話でしたが、家電リサイクル法のお金という意味が全然なくなってしまう。そのようなことのないように、町としては、捨てられた場合には、環境課のほうでは、よく見かけられると思いますが、手のシールがあると思います。まずは、捨てちゃだめだよというものを張って、そういったもので住民の方にも知らせる意味でそういった方法を取り、あるいは今後ですけれども、環境美化指導員や町内会長さんもそういった集まる機会もあり、住民の皆さんの協力を得ながら、

不法投棄をさせないように普及活動をしていこうというふうに考えております。

ただ、これは先ほど課長も言うておりましたように、所有者の特定がほとんどできませんので、捨てさせないような環境づくりをやっぱりつくる、それには地域住民の皆さんの協力も得て、そういった対策が必要だろうというふうに考えております。

以上です。

○委員 松本正美君

管理者が不法投棄に対しても責任を持たなあかんわけなんですけれども、現実、蟹江町にも空き地があり、草ぼうぼうで、町のほうに言っても、なかなか相手にも伝わっていないのかどうなのかよくわからないという部分があるわけなんですけれども、一般だけでなくして企業もあるわけなんですけれども、こういった管理者に対しての、1年間に対する管理のそういう計画性を持った管理の仕方というのはどうなんですかね。町として、そういう指導はできないんですかね、もうちょっと。できないところもあると思うんですけれども。

(「管理計画書を出させる。それはいいかもしれない」の声あり)

うん。だって、管理する管理すると、今までもずっと管理するといってきたわけなんだけれども、やっぱりきちとした基本的なものをつくっていかないと、そういった連絡をとってもなかなか来てくれないというのが現実ですわね。だから、それに対して、管理という面で、町としてはどうでしょうかね、こういう推進計画を立てさせるとか。

○民生部長 齋藤 仁君

企業さんですとか個人さんにどれぐらいのことをお願いできるのか、また一度よく検討・研究させていただきたいと思います。できる限りのことはしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(「もうちょっと元気よくやって、元気よく」「難しいなあ」の声あり)

○委員長 山田邦夫君

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「ありません」の声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託をされました案件はすべて終了しました。
なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。
これで総務民生常任委員会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前 9時56分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 山 田 邦 夫